

## 労働契約時に身元保証書の提出を求めるときは関係法令に基づき適正な運用を

- **民法改正（2020年4月1日施行）により、労働契約時の身元保証書の見直しが必要になります。**
  - ・包括（極度額と期間を定めない）根保証の禁止対象の拡大により、身元保証書に**極度額（身元保証人が責任を負う金額の上限額）**を定めることが義務付けられました。→**極度額の定めのない契約は無効**となります。
- **身元保証書の取得後は、身元保証人に対し必要な通知義務があります。**
  - ・使用者は、次の場合には**遅滞なく身元保証人に通知しなければならない**とされています（身元保証法第3条）。
    - ①労働者の不適任・不誠実のため身元保証人の責任が生じるおそれがあるとき
    - ②労働者の任務（職務内容）・勤務地の変更により身元保証人の責任が加重し又はその監督を困難にするととき
  - 必要な通知を怠った場合には、損害賠償額の**大幅な減額**の理由になります。

### ■ 今回の民法改正を機に、身元保証書の実効性や必要性について、今一度考えてみてはいかがでしょうか。

- ・身元保証契約の効力には**限界（法的制限）**があり、形骸化している面もあることから、**身元保証書の取得をやめる（労働者本人に誓約書のみを求める）**ことについてもご検討ください。

### 身元保証契約で提起されている今日的課題

#### ✓身元保証契約の効力の限界（法的制限）

- ・特に**必要な通知義務を怠ると損害賠償額が大幅に減額される**ことや、身元保証人の解除権の存在

#### ✓身元保証人の予測を超えた過酷な債務負担の可能性

- ・非常に簡略的に契約締結が行われている実態

#### ✓身元保証人を見出せない層の拡がり（最近の無縁化・孤立化社会）

#### ✓採用のグローバル化への対応

- ・労働者の行為によって生じる可能性のある損害賠償のために個人が身元保証を行うという制度のない国の存在
- ・母国の身元保証人まで責任追及することの難しさ

- 身元保証書の提出は、法律で義務付けられているものではありません。また、提出させることを禁止する法律也没有ありません。
- 身元保証人の保護のため、**身元保証書の効力には限界（法的制限）**があります。

法的意義	身元保証人の保護（責任範囲の限定）		使用者の受ける損害賠償保証	労働者の人物保証
	保証期間（第1・2条）	雇用主の通知義務（第3条）	身元保証人による解除権（第4条）	責任の制限（第5条）
内容（法的制限）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原則として、<b>3年</b></li> <li>■ 期間を定める場合、<b>最長5年</b></li> <li>■ 自動更新は無効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 使用者は、次の場合には、<b>遅滞なく身元保証人に通知</b>しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 身元保証人は、左記①②の事実を知りえたときには、将来に向けて<b>保証契約を解除</b>できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 裁判所が、身元保証人の損害賠償の責任及びその金額を、使用者の過失の有無、保証をするに至った事由及びそれをするときにした注意の程度、労働者の任務または身上の変化その他一切の事情を考慮して<b>合理的な額を決定</b>する。</li> </ul>
	<p><b>身元保証書の文例</b></p> <p>この度、下記の者（本人）が貴社に採用されるにあたり、身元保証人として、本人が貴社の就業規則および諸規則を遵守し、<b>誠実に勤務することを保証</b>いたします。</p> <p>つきましては、万一本人が貴社の就業規則および諸規則を遵守せず、もしくは規律を乱し、故意又は重大な過失により貴社に損害を与えた場合は、本人にその責任をとりせるとともに、身元保証人として<b>本人と連帯して誠実に賠償の責任を負うことを誓約</b>いたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①労働者の不適任・不誠実のため身元保証人の責任が生じるおそれがあるとき</li> <li>②労働者の任務（職務内容）・勤務地の変更により身元保証人の責任が加重し又はその監督を困難にするとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※法の趣旨から、次のような場合も含まれると類推</li> <li>・資産状態の著しい悪化（労働者、身元保証人）</li> <li>・身元保証人の住所変更等</li> </ul>	<p>【身元保証書の不提出】</p> <p>※身元保証書の必要性が認められた判例</p>
主な判例等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者が通知義務（第3条）を怠っている間に、労働者が不正行為をして身元保証人の責任が生じた場合、通知義務の懈怠（かいたい）は、身元保証人の損害賠償の責任と金額を定める上で斟酌すべき事情となる。</li> <li>＜最高裁判例＞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解除権を行使しない限りいかに勤務内容が変化していても、身元保証契約が失効することはない。</li> <li>＜最高裁判例＞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者側の過失（監督責任）などが考慮され、身元保証人の損害賠償額が大幅に減額されている。</li> <li>＜複数判例あり＞</li> </ul> <p><b>金銭貸付等を業とする会社であったことや、身元保証書は社員採用の条件（就業規則）であったことなどから、保証書の重要性が認められ、提出拒否による解雇は有効「従業員の適格性に重大な疑惑を抱かせる重大な服務規律違反」とされた。</b></p> <p>＜地裁判例＞</p>

（注）通常の連帯保証契約とは異なる（身元保証法による制限）